

公共工事の前払金に関する事務処理要綱

平成10年9月30日 理財局長決定
最終改正 令和7.3.29

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の前払金に関する規則（昭和28年規則第52号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「前払金」とは、特に規定しない限り、次項の中間前払金を含む。
2 この要綱において「中間前払金」とは、規則第2条第2号の規定による前払金をいう。
3 前2項に定めるもののほか、この要綱における用語の意義は、規則の例による。

(対象工事等)

第3条 前払金の対象となる工事等は、次に掲げることに留意して決定するものとする。
(1) 設計及び調査（用地取得のための調査を含む。）は、土木建築に関する工事に直接関連するものであること。
(2) 機械類の製造は、直接土木建築の工事の用に供するものをいい、間接的なものは含まないものであること。
(3) 測量（土地の測量をいい、地図の調整及び測量用写真の撮影を含む。）は、次に掲げるものであること。
ア 測量法（昭和24年法律第188号）に規定する基本測量（第4条）、公共測量（第5条）並びに基本測量及び公共測量以外の測量（第6条）
イ 土木建築に関する工事に関するもの
(4) 工事の監理業務にあつては、設計と併せて契約するものであること。

(規則第2条に規定する前払金が必要と認められるもの)

第4条 規則第2条に規定する前払金が必要であると認められるものとは、次に掲げるもの以外のものをいう。
(1) 着手時に多額の資金を必要としないものであつて、契約の相手方が担保（資金）力を有すると認められるもの
(2) 契約書の作成を要しないもの

(支払条件の提示)

第5条 土木建築に関する工事又は測量の契約を締結する場合において、当該契約の申込の誘引（公告、公表、指名等をいう。）をしようとするときは、当該申込の相手方に対して前払金の支払条件を入札執行通知、設計図書等により提示するものとする。
2 前項の支払条件は、前払金の支払の有無、各会計年度における支払限度額の割合、各会計年度における支払方法、その他必要な事項を、それぞれ必要に応じて提示するものとする。

(契約の締結)

第6条 前払金を支払う契約には、次に掲げる事項を規定するものとする。
(1) 規則第2条各号に掲げる割合で前払金を支払うこと。
(2) 前払金の請求手続に関すること。
(3) 請負金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還に関すること。
(4) 保証契約の変更にに関すること。
(5) 部分払において控除すべき前払金の額等に関すること。
(6) 前払金の使途制限に関すること。
(7) 保証契約が解約された場合等における前払金の返還に関すること。
(8) 債務負担行為にかかる契約にあつては、前各号に掲げるもののほか、各会計年度における請負金額の支払限度額、支払限度額に対応する出来高予定額、各会計年度における前払金の支払方法等に関すること。

(端数処理)

第7条 前払金に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
(前払金の請求および支払)

第8条 規則第3条に規定する保証契約は、契約の履行期限を保証期限とするものでなければならない。

2 中間前金払をしようとするときは、あらかじめ、中間前金払に係る認定をしなければならない。この場合において、契約の相手方の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を契約の相手方に通知しなければならない。

3 前払金の支払は、請求を受けた日から起算して14日以内に行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、支払期限を延長することができる。

(前払金の使途制限)

第9条 前払金は、次の各号に掲げる工事等について、それぞれ当該各号に定める経費以外の支払に充当することはできない。

(1) 土木建築に関する工事 当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費（当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払への充当については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除く。）

(2) 設計・調査 当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費

(3) 測量 当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費

(前払金の追加払等)

第10条 前金払をした後において、請負金額が2割以上増減したときは、その増減した額について既に支払った前払金の率により計算した額を、契約の相手方に追加払し又は契約の相手方をして還付させることができる。

(保証契約の変更)

第11条 前条の規定により前払金が増減した場合には、契約の相手方をして、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を寄託させなければならない。ただし、契約の相手方が、保証契約証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方が定め、市長が認めた措置を講じた場合、契約の相手方は、当該保証契約証書を寄託したものとみなす。

2 契約の履行期限の変更が行われた場合には、契約の相手方をして、その旨を保証事業会社に直ちに通知させるものとする。

(中間前払と部分払との関係)

第12条 部分払をした後には、中間前金払をすることができない。

2 中間前金払をした後には、部分払をすることができない。ただし、特に必要と認めるときは、この限りでない。

(債務負担行為に係る契約の前払の特例)

第13条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 出来高額 出来形部分及び設計図書で部分払の対象に指定した工事材料につき、工事内訳書の単価に基づいて計算した請負代金相当額をいう。

(2) 出来高超過額 当該会計年度末における出来高額が当該会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、翌会計年度の当初に支払う当該超過額をいう。

2 債務負担行為に係る契約にあつては、当該契約のうち各会計年度に係る部分をそれぞれ単独の契約とみなして、規則及び前条までの規定を準用する。この場合において、「請負金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（ただし、出来高超過額を支払ったときは、これを控除した額）」と、「工期」とあるのは「当該会計年度における工事実施期間」と、「履行期限」とあるのは「当該会計年度において履行すべき期間の末日」と読み替えるものとする。

3 前項の場合において、前会計年度末における出来高額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、出来高額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払をすることができない。

4 前項に規定する場合においては、当該出来高額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保

証期限を延長するものとする。この場合においては、第11条第2項の規定を準用する。

- 5 第2項の場合においては、各会計年度において中間前金払をすることができる。ただし、当該会計年度において、出来高超過額の支払以外の部分払を請求した後にあっては、この限りでない。
- 6 第2項の場合において、当該会計年度末における出来高額が当該会計年度までの出来高予定額に達したときは、中間前金払をした後であっても、当該会計年度において部分払をすることができる。
- 7 第2項の場合においては、契約を締結した会計年度について前払金を支払わない旨の支払条件を提示することができる。
- 8 第2項の場合においては、契約を締結した会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨の支払条件を提示することができる。
- 9 前項の場合において、契約を締結した会計年度及び翌会計年度に限り、第2項の「当該会計年度の出来高予定額（ただし、出来高超過額を支払ったときは、これを控除した額）」とあるのは「契約を締結した会計年度及び翌会計年度の出来高予定額」と、「当該会計年度における工事実施期間」とあるのは「契約を締結した会計年度及び翌会計年度における工事実施期間」と、「当該会計年度において履行すべき期間の末日」とあるのは「契約を締結した会計年度及び翌会計年度において履行すべき期間の末日」と、第3項の「前会計年度」とあるのは「契約を締結した会計年度及び翌会計年度」と、第4項の「当該出来高」とあるのは「契約を締結した会計年度及び翌会計年度の出来高」と、第5項及び第6項の「当該会計年度」とあるのは「契約を締結した会計年度及び翌会計年度」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

本要綱は、平成28年4月1日契約分より適用する。

施行：平成10.10.1 改正施行：平成11.7.1 改正施行：平成22.7.1

改正施行：平成28.7.20 改正施行：令和4.12.1 改正施行：令和7.4.1